

うかと記する。

オホツチヨウエツ 大津長悦 初め松岡。諱は信定。江戸住の鍼醫。享保十五年召出され、俸二十人扶持を賜ひ、安永六年七月六日七十一歳で歿。子孫宗瑞・長圓・善安保國相繼いだ。

オホツツ 大筒 藩在來の大砲を操縦するものには大筒組足輕があり、その流儀に狹野流と自得流とがあつた。西洋流大砲の採用せられてからは大筒組を廢し、別に大砲方が置かれた。

オホツテイ 大津邸 近江大津に於ける加賀藩邸は、之を北ノ保邸と言つた。北ノ保とは、京極高次の居つた大津城の北方に當る地である。慶長五年高次東軍に屬し、自ら市坊を燒いて城を守つたが、遂に敵の陥れる所となり、戦後家康は之を膳所に移封して大津城を廢せしめた。前田利長乃ち北ノ保の焦土を平かにして旅館を起し、佐垣刑部を置いて守らせた。刑部はもと同國土山城主牧村兵部大輔の臣であつたが、慶長四年利長に仕へ、六年に歿したものである。後加賀藩は歩士をここに置いて守邸の吏とした。邸の廣さ千八百二十四坪で、縦三十六間・横四十九間を測り、湖中に柵を植ゑて水面を圍むこと縦六間・横十間。邸外亦凡べて界柵を設け、所々に小門を設け、米廩は一番より十三番に至つた。亦別に中ノ保邸といふのがあつて、廣さ三百七十坪、縦右方三十四間・左方二十八間、横前方十間半に後方十二間九尺、門内に土蔵一棟を設けたといふ。中ノ保邸の來歴は明らかでない。

オホツハチマンジンジャ 大津八幡神社

鹿島郡大津に鎮座する。式内等舊社記に、「大津八幡神社等師保大津村鎮座。舊社也。」とある。

オホツホ 大坪 石川郡成の内の小字。
オホツホ 大坪 河北郡井上庄に屬する部落。

オホツホ 大坪 鹿島郡上湯川の内の小字。
オホツホ 大坪 鳳至郡七海の内の小字。
オホツホ 大坪 珠洲郡中(郡署名)の内の小字。

オホツホイハジロウ 大坪岩次郎 初め早崎岩次郎といふた。諱は正慎、字は子優。瀧川流の算學を米山專藏に學び、安政四年免許を受けた。明治二年致遠館創設の際その教師となり、砲臺築造の事に與つた。

オホツホナガユキ 大坪永幸 通稱孫三郎。大坪慶秀の子。騎を善くして將軍足利義政の師となる。義政奏請して加賀守に任じ、義政は食邑を加賀富樫に賜うたので、永幸は遂に居をその地に移し、享徳三年八月歿した。享年五十三。

オホテサキ 大手先 金澤城は佐久間盛政入城の後西町口を正門としたが、前田利家に至つて尾坂口を大手としたのである。その前を大手先とも、大手口ともいふた。

オホテマチ 大手町 金澤の町名。舊名は大手先とも尾坂下と呼び、初は町家があつたが、寛永十二年にそれを退去させて大身の諸士の第地として賜はつた。明治廢藩の後各邸宅を撤し、再び商賈を開かしめ、町名を大手町と稱した。

オホテラヤマ 大寺山 鳳至郡寺山の内の小字。

オホトシ 大年 ↓トシヨシ 年越。

オホドシヨリ 大年寄 貞享以前は明らかでないが、同三年十一月十三日本多左馬助政長・前田佐渡孝貞・奥村壹岐庸禮・奥村伊豫時成の四人を大年寄或は大老と名づけた。但し政長はその前から此の職であつたものである。中頃では凡べて年寄中の名に含まれて、特に大年寄なるものを見ぬが、藩末に至つてまた年寄の叙爵せられたものを大年寄と呼ぶことになつた。

オホドシヨリ 大年寄 大聖寺藩では前田利直の代寶永二年十二月十日神谷内膳守應の家老役を免じて大年寄に任じたことがある。しかしこの大年寄は一切藩政に關係することを禁ぜられたもので、村井主殿が内膳を敬遠する爲に設けた空職に過ぎなかつた。

オホトマリ 大泊 鹿島郡大吞郷に屬する部落。

オホトマリ 大泊 鳳至郡仁岸郷に屬する部落。

オホトモ 大友 石川郡鞍月庄に屬する部落。
オホトモイケヌシ 大伴池主 大伴池主は漢文及び和歌を能くした。池主初め越中掾として國守大伴家持の配下であつたが、幾くもなく越前掾に轉じ、天平廿一年三月十四日事によつて加賀郡深見村に至り、和歌三首を家持に贈つて舊誼を謝し、次いで同年(天平勝寶元年)十二月十五日再び加賀郡の境に至り、和歌二首を家持に贈つたことが、萬葉集第十八巻に見える。當時加賀は尙越前の中であつたのである。

オホトモクメマロ 大友桑滿 通稱儀左衛

門、諱は保定、字は子國、蓬葦と號し、藩の御料理小頭であつた。桑滿橋守部に從うて和歌を學び、又書に巧みに、殊に大字に長じた。その門人頗る多く、名聲一時に高かつた。明治二年五月十五日歿、享年五十三。その歌集を蓬葦集といふた。

オホトモゴクテン 大友御供田 石川郡鞍月庄に屬する部落。萬治四年三月十三日倉月用水下十三村書上の連署又は寛文十一年の村御印に、戸水極田村とあるのは、今の大友御供田村である。

オホトモヤカモチ 大伴家持 (一)萬葉集の詠歌―大伴家持が越中守として、出擧の事により、當時その國に併合せられてゐた能登を巡行したことは、萬葉集古本に天平二十年春となつてゐる。然るに萬葉集古本に之を訂し、前後を考察するに廿一年でなければならぬとしたのは實に當を得てゐる。この巡行中に詠んだ家持の歌は五百あつて、左の通りである。

赴參氣多大神宮行海邊之時、作歌一首之乎路可良、多太古要久禮裝、波久比能海、安佐奈藝思多理、船楫母我毛。

能登郡從香島津發船、射熊來村一往時、作歌二首

登夫佐多底、船木伎流等伊布、能登之島山、今日見者、許太知之氣思物、伊久代神備會。

香島欲里、久麻吉乎左之底、許具布爾能、可治等流間奈久、京都之於母保由。

鳳至郡渡饒石河之時、作歌一首
伊毛爾安波受、比左思久奈里奴、爾藝之河波、伎欲吉瀬共登爾、美奈宇良波倍底奈。

オホ